

## 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2025 年 7 月 1 日

株式会社レアジョブ

2025 年 7 月 1 日

株式会社レアジョブ  
代表取締役 中村 岳

当社は、2025 年 3 月 24 日付けで株式会社K 1 2 ホールディングス（以下「消滅会社」といいます。）との間で締結した吸収合併契約（以下「本合併契約書」といいます。）に基づき、当社を吸収合併存続会社、消滅会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

つきましては、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の規定に基づき、下記のとおり、吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置きます。

## 記

### 1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2025 年 7 月 1 日

### 2. 消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

#### （1）会社法第 784 条の 2 の規定による請求（本合併をやめることの請求）に係る手続の経過（同号イ）

該当事項はありません。

#### （2）会社法第 785 条の規定による請求（株式買取請求）に係る手続の経過（同号ロ）

該当事項はありません。

#### （3）会社法第 787 条の規定による請求（新株予約権買取請求）に係る手続の経過（同号ロ）

該当事項はありません。

#### （4）会社法第 789 条の規定による請求（債権者異議請求）に係る手続の経過（同号ロ）

消滅会社は、2025 年 4 月 7 日付けで官報公告及び電子公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議申述はありませんでした。

### 3. 当社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

#### （1）会社法第 796 条の 2 の規定による請求（本合併をやめることの請求）に係る手続の

経過（同号イ）

該当事項はありません。

（２） 会社法第 797 条の規定による請求（株式買取請求）に係る手続の経過（同号ロ）

該当事項はありません。

（３） 会社法第 799 条の規定による請求（債権者異議請求）に係る手続の経過（同号ロ）

当社は、2025 年 4 月 7 日付けで官報公告及び電子公告を行いました。が、所定の期間内に債権者からの異議申述はありませんでした。

4. 本合併により当社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

本合併契約書に記載のとおり承継しました。

5. 消滅会社において事前開示事項として備え置いた書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 本合併に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2025 年 7 月 14 日（予定）

7. 本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

なし

以 上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面  
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2025 年 4 月 7 日

株式会社 K 1 2 ホールディングス

2025年4月7日

株式会社K12ホールディングス  
代表取締役 安井 康真

当社は、2025年3月24日付けで株式会社レアジョブ（以下「存続会社」といいます。）との間で吸収合併契約を締結し、当社を吸収合併消滅会社、存続会社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

つきましては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり、吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置きます。

#### 記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）  
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）  
完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。
3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）  
該当事項はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）  
該当事項はありません。
5. 計算書類等の内容（会社法施行規則第182条第1項第4号）
  - (1) 存続会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第182条第6項第1号）
    - ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）  
存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。
    - ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（同号ロ）  
該当事項はありません。
    - ③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）  
該当事項はありません。
  - (2) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第182条第6項第2号イ）  
該当事項はありません。

**6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項  
(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号)**

本合併の効力発生日までに生じる存続会社及び当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本合併の効力発生日以降も存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。よって、本合併の効力発生日以後の存続会社の債務について、履行の見込があるものと判断いたします。

以 上

## 吸収合併契約書

株式会社レアジョブ（以下「甲」という。）及び株式会社 K12 ホールディングス（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条 （合併の方法）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）を行う。
2. 本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店所在地は、それぞれ以下のとおりである。
  - (1) 吸収合併存続会社  
商 号：株式会社レアジョブ  
本店所在地：東京都渋谷区神宮前六丁目 27 番 8 号
  - (2) 吸収合併消滅会社  
商 号：株式会社 K12 ホールディングス  
本店所在地：東京都渋谷区神宮前六丁目 27 番 8 号

### 第2条 （効力発生日）

本合併の効力発生日は、2025 年 7 月 1 日とする。ただし、合併手続の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができるものとする。

### 第3条 （合併対価）

甲は、乙の全株式を保有しているため、本合併による株式その他の対価の交付は行わない。

### 第4条 （資本金及び準備金の変動）

本合併に際して甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

### 第5条 （合併承認総会）

本件合併は、甲においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併の手続により、乙においては同法第 784 条第 1 項に定める略式合併の手続により、それぞれ本件合併に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

### 第6条 （会社財産の引継ぎ）

乙は、その所有する一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲は、これを承継する。

### 第7条 （会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、別途甲乙協議し合意の上、これを実行する。

### 第8条 （本契約の変更又は解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、別途甲乙協議の上、本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

第9条 （効力の失効）

本契約は、効力発生日の前日までに法令上必要とされる関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

第10条 （本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、電磁的記録によって本書を作成し、甲及び乙は合意の上電子署名を施す。

2025 年 3 月 24 日

甲

東京都渋谷区神宮前六丁目 27 番 8 号  
株式会社レアジョブ  
代表取締役社長 中村 岳

乙

東京都渋谷区神宮前六丁目 27 番 8 号  
株式会社 K12 ホールディングス  
代表取締役社長 安井 康真